○北陸地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字中浜字城山一四六六番二から同市大字間脇字城二三四七番子の二まで	前	一一・四〇～一二・一〇メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	一一・四〇～一三・〇〇メートル	〇・〇七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山市水橋田伏三二七番一から同市水橋中馬場一一四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十九日

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
氷見市脇方字丑ヶ端三五九番一から同市脇方字丑ヶ端三三六番九まで	前	八・〇〇～二五・五〇メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一一・四〇～二五・五〇メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十号	氷見市脇方字丑ヶ端三五九番一から同市脇方字丑ヶ端三三六番九まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十九日

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市内島三五五〇番三から同市柴野内島字金割八七〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十九日

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	京都市西京区大枝沓掛町一六番一一六地先から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字一丁田五番一地先	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十一日十五時

○近畿地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字荒田一四七〇番一から同町大字宇久井字荒田一四四番四まで	前	九・五〇～二九・五六メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	一二・二二～二九・五六メートル	〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字荒田一四七〇番一から同町大字宇久井字荒田一四四番四まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十九日